

## 目 次

公平委員会規則	ページ
3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

## 公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 2 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見 洋人

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
2 十日町市		2 十日町市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 発達支援センター長 <u>児童センター長</u> <u>子育て支援センター長</u> (企画政策課関係)		福祉事務所長 発達支援センター長
	課長補佐 秘書係長 秘書担当の職員 (総務課関係)		課長補佐 秘書係長 秘書担当の職員 (総務課関係)
	課長補佐 人事係長 行政管理係長 人事係の人事、給与又は服務担当の職員 (企画に関する事務を行うものに限る。) (財政課関係)		課長補佐 人事係長 行政管理係長 人事係の人事、給与又は服務担当の職員 (企画に関する事務を行うものに限る。) (財政課関係)
	課長補佐 財政係長 管財係長 (子育て支援課関係)		課長補佐 財政係長 管財係長 (子育て支援課関係)
	保育所指導主事		保育所指導主事
(略)		(略)	
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。